二　公営企業債				
1　水道事業	3,684	3,535	△ 149	4.2
2　工業用水道事業	221	233	△ 12	△ 5.2
3　交通事業	2,357	2,698	△ 341	△ 12.6
4　電気事業・ガス事業	65	61	4	6.6
5　港湾整備事業	561	515	46	8.9
6　病院事業・介護サービス事業	2,904	2,779	125	4.5
7　市場事業・と畜場事業	227	934	△ 707	△ 75.7
8　地域開発事業	1,567	1,459	108	7.4
9　下水道事業	11,749	12,500	△ 751	△ 6.0
10　観光その他事業	108	42	66	157.1
計	23,443	24,756	△ 1,313	△ 5.3
合計	83,346	76,707	6,639	8.7
三　公営企業借換債	300	300	0	0.0
四　臨時財政対策債	61,593	77,069	△ 15,476	△ 20.1
五　退職手当債	3,900	4,900	△ 1,000	△ 20.4
六　国の予算等貸付金債	(1,583)	(1,185)	(398)	(33.6)
総計	(1,583)	(1,185)	(398)	(33.6)
	149,139	158,976	△ 9,837	△ 6.2
内訳　普通会計分	126,201	134,939	△ 8,738	△ 6.5
内訳　公営企業会計等分	22,938	24,037	△ 1,099	△ 4.6
資金区分				
公的資金	68,039	64,980	3,059	4.7
財政融資資金	46,410	43,390	3,020	7.0
地方公共団体金融機構資金	21,629	21,590	39	0.2
(国の予算等貸付金)	(1,583)	(1,185)	(398)	(33.6)
民間等資金	81,100	93,996	△ 12,896	△ 13.7
市場公募	42,000	43,000	△ 1,000	△ 2.3
銀行等引受	39,100	50,996	△ 11,896	△ 23.3

その他同意（許可）の見込まれる項目

1　旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還の財源として発行する借換債

2　資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債

3　地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補塡債

4　財政再生団体が発行する再生振替特例債

（備考）

1　公共事業等の平成22年度計画額は、一般公共事業に係る額である。

2　国の予算等貸付金債の（　）書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第五百二号

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第六条第四項の規定に基づき、平成二十三年度地方債充当率を公表する件（平成二十三年総務省告示第百四十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年十二月二日　　総務大臣　川端　達夫

基本となる事業別地方債充当率の表中

「

4　教育・福祉施設等整備事業		
(1)　学校教育施設等	90%	90%
(2)　社会福祉施設	80%	80%
(3)　一般廃棄物処理	90%	90%
(4)　一般補助施設等	75%	75%
(5)　施設（一般財源化分）	100%	100%
5　一般単独事業		
(1)　一般	75%	75%
(2)　地域活性化	90%	90%
(3)　防災対策	90%	90%
(4)　地方道路等	90%	95%
(5)　旧合併特例	95%	95%
6　辺地及び過疎対策事業	100%	100%
(1)　辺地対策		
(2)　過疎対策		
7　公共用地先行取得等事業		
8　行政改革推進		
9　調整		

」を

「

4　緊急防災・減災事業	100%	—
5　教育・福祉施設等整備事業		
(1)　学校教育施設等	90%	90%
(2)　社会福祉施設	80%	80%
(3)　一般廃棄物処理	90%	90%
(4)　一般補助施設等	75%	75%
(5)　施設（一般財源化分）	100%	100%
6　一般単独事業		
(1)　一般	75%	75%
(2)　地域活性化	90%	90%
(3)　防災対策	90%	90%
(4)　地方道路等	90%	95%
(5)　旧合併特例	95%	95%

」に、